廿日市市
平成31年3月作成

宮内地区 土砂災害ハザードマップ

※このハザードマップは**大雨による土砂災害**を想定しています。日頃の防災活動にお役立てください。
※避難行動は**「避難準備・高齢者等避難開始」**発令時を基本としてください。

緊急時の連絡先

廿日市市役所	0829-20-0001（代表）
宮内市民センター	0829-39-6011

災害用伝言ダイヤル
伝言を**録音**する → 1 7 1 局番なしで「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって… → 1「1」を選択 / 2「2」を選択
伝言を**再生**する → 1「1」を選択 / 2「2」を選択
市外局番からの電話番号：「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル
録音 30秒 / 再生 30秒

ハザードマップに関するお問い合わせ
廿日市市 総務部 危機管理課
住所：廿日市市下平良一丁目11-1
電話：0829-30-9102

⚠ まずは地図上で「自宅」を見つけて、どのような危険があるかを確認してください！

指定緊急避難場所の開設と注意事項

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、自宅周辺の災害危険箇所を確認した上で、指定緊急避難場所への移動や自宅での安全確保など、避難行動を開始してください。
※避難情報発令の基準はハザードマップ凡例の「土砂災害危険度情報と避難情報の発令」を参考にしてください。

避難準備・高齢者等避難開始の発令時は 市民センターから開設されます

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。
※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種別ごとに指定しています。各避難所の詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。

※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。

地域意見による自主開設の対象施設
■廿日市野村病院
■峰高集会所　■佐原田集会所
■六本松二丁目集会所

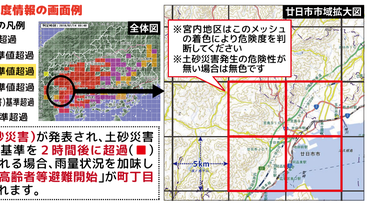
⚠注意⚠
緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず近くの安全な場所に避難してください。

土砂災害危険度情報と避難情報の発令

廿日市市では「土砂災害危険度情報(土砂災害警戒メッシュ情報)」を避難情報発令基準の一つとしています。土砂災害危険度情報とは、広島県内を5kmメッシュ（格子）に区切り、メッシュ内の地域ごとに土砂災害発生の危険度を示したものです。

■土砂災害危険度情報の画面例

●土砂災害危険度の凡例
■実況で基準値超過
■1時間後に基準値超過
■2時間後に基準値超過
■3時間後に基準値超過
■大雨警報(土砂災害)基準超過
■大雨注意報基準超過



大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害危険度情報の基準を２時間後に超過（■）すると予測される場合、雨量状況を加味して「避難準備・高齢者等避難開始」が町丁目単位で発令されます。

土砂災害危険度情報は、パソコンまたはスマートフォンで検索していただくか、テレビ（NHK広島放送局）のデータ放送（ｄボタン）でご確認ください。

地域からの意見による注意箇所

■日頃気になる箇所
- 通行時注意する道
- 水路・河川の注意箇所
- 水があふれやすい・たまりやすい箇所
- 通行注意箇所
- がけ・斜面の注意箇所

■過去に災害が発生した箇所
- がけ崩れ
- 水害

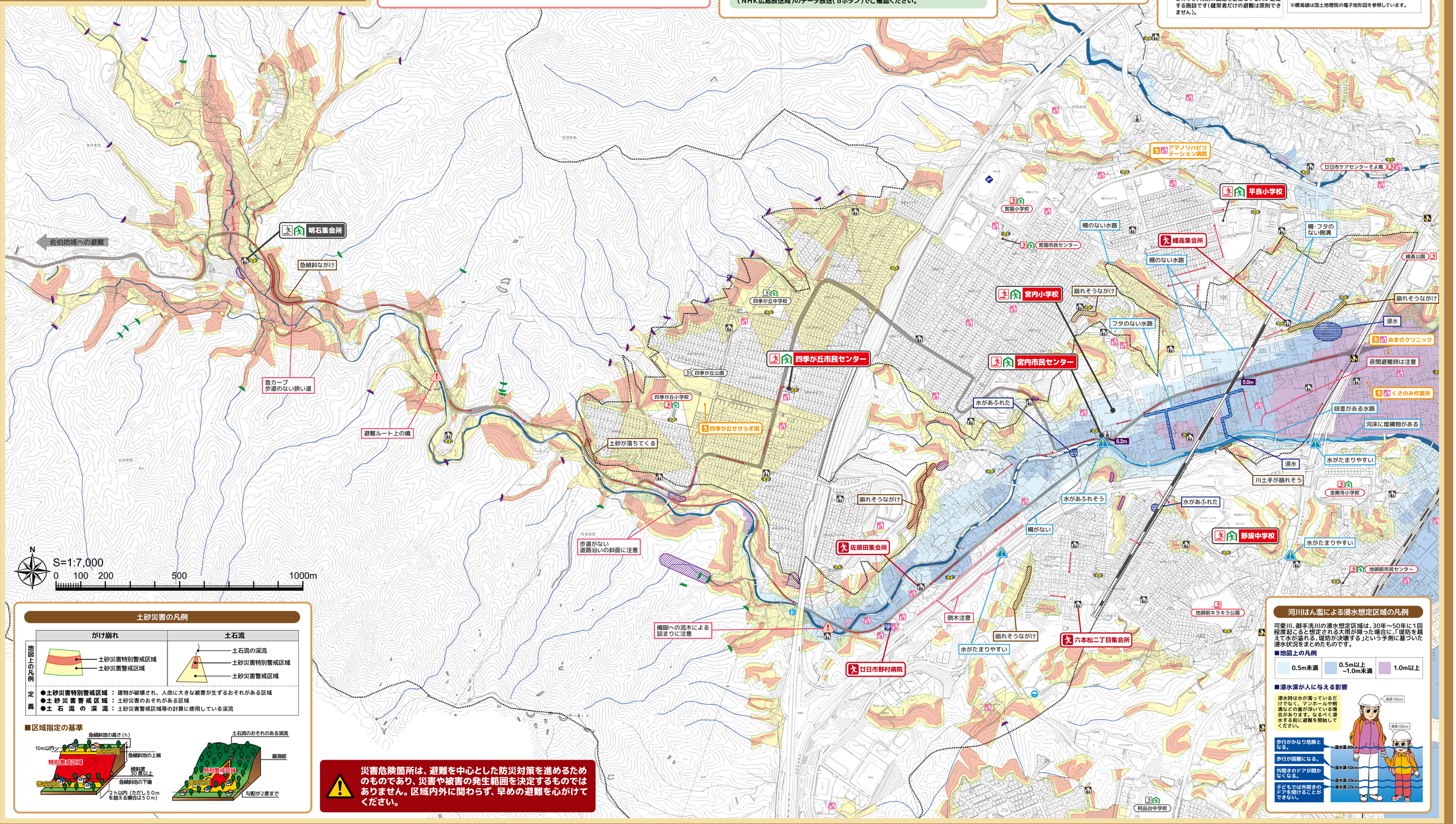
マーク等の凡例

■避難情報
- 指定緊急避難場所（土砂災害時に開設する）
- 指定緊急避難場所（土砂災害時に開設しない）
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 地域で自主的に開設する避難所
- 避難ルート

●**指定緊急避難場所**とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
●**指定避難所**とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。
●**福祉避難所**とは、高齢者や障がいのある人などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です（健常者だけの避難は原則できません）。

■その他
- 災害時相互救援活動協定施設
- 防災行政無線
- 集会所
- 要配慮者利用施設
- アンダーパス
- 標高※
- 警察署・交番
- 雨量観測所
- 水位観測所
- 砂防堰堤
- 治山堰堤
- ヘリポート
- 主要道路
- 地区境界
- 鉄道

●**砂防堰堤**とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。
●**治山堰堤**とは、森林の崩壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。
※標高値は国土地理院の電子地形図を参照しています。



土砂災害の凡例

	がけ崩れ	土石流
地図上の凡例	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土石流の渓流 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
定義	●**土砂災害特別警戒区域**：建物が破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域 ●**土砂災害警戒区域**：土砂災害のおそれがある区域 ●**土石流の渓流**：土砂災害警戒区域等の計算に使用している渓流	

■区域指定の基準

⚠ **災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。**

河川はん濫による浸水想定区域の凡例

可愛川、御手洗川の浸水想定区域は、30年～50年に1回程度起こると想定される大雨が降った場合に、「堤防を越えて水が溢れる、堤防が決壊する」という予測に基づいた浸水状況をまとめたものです。

■地図上の凡例

0.5m未満	0.5m以上～1.0m未満	1.0m以上

■浸水深が人に与える影響

浸水時は水が溜っているだけでなく、マンホール や側溝などの蓋が浮いている場合があります。なるべく浸水する前に避難を開始してください。